

令和6年8月30日

令和7年度の財政投融资計画要求書

(機関名：中部国際空港株式会社)

1. 令和7年度の財政投融资計画要求額

(単位:億円、%)

区 分	令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	122	235	△113	△ 48.1
うち 国内債	122	235	△113	△ 48.1
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	122	235	△113	△ 48.1

2. 財政投融资計画残高

(単位:億円、%)

区 分	令和7年度末 残高(見込)	令和6年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	1,460	1,496	△36	△ 2.4
うち 国内債	1,460	1,496	△36	△ 2.4
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,460	1,496	△36	△ 2.4

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		347	408	△ 62
(内訳)	建設費	38	—	38
	政府保証債償還	158	257	△ 99
	財投機関債償還	100	100	0
	無利子貸付返済	51	51	0

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		347	408	△61
(財源)	財政投融资	122	235	△113
	財政融資	—	—	—
	産業投資	—	—	—
	政府保証	122	235	△113
	自己資金等	225	173	52
	財投機関債	102	90	12
	事業収入等	123	83	40

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：中部国際空港株式会社)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

我が国が世界の中で、とりわけアジアの中で確固たる地位を維持・強化し更なる発展を遂げるためには、我が国の国際競争力を強化するという戦略の下に国際拠点空港の整備を進めていく必要がある。中部国際空港は、このような背景を踏まえて平成 17 年 2 月に開港したものであるが、国が事業主体の株式会社を指定する形態を取っている。これは、中部国際空港は一定の収支採算性が見込まれるプロジェクトであり、また、地元においても事業主体となる受け皿の準備が進められていたことから、運輸大臣の指定する法人を空港の設置管理主体とすることとしたものである。

中部国際空港の整備に際しては短期間に多額の資金を要するとともに、投資回収に長期間を要する事業であることから、民間の力のみでは成立し得ない国家的プロジェクトであり、民間からの資金調達のみで整備を円滑に進めることは困難であり、政策的な資金手当が必要な事業である。そのため、国としては、政府保証債の発行等の支援を行っている。このような中部国際空港の整備プロジェクトは、財政制度等審議会財政投融資分科会検討結果の「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成 26 年 6 月）における、平時における公的金融機能としての分類としては、②「民間では担えないリスクの負担」に該当する。

また、空港の整備に際しては、民間の発想のもと創意工夫をおこなっており、このような民間の取組を尊重しつつ、国として中部国際空港の公共性・公益性を鑑みて、必要なものに限って政府保証債の発行の要求をしている。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

中部国際空港の整備プロジェクトは、財政制度等審議会財政投融資分科会検討結果の「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成 26 年 6 月）における、平時における公的金融機能としての分類では、②「民間では担えないリスクの負担」に該当する。空港の整備に際しては、短期間に多額の資金を要するとともに、投資回収に長期間を要する事業であることから、民間の力のみでは成立し得ない国家的プロジェクトである。そのため、中部国際空港株式会社のみでは対応が困難であり、政策的に重要な分野の事業を対象としている。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

我が国が世界の中で、とりわけアジアの中で確固たる地位を維持・強化し、更なる発展を遂げるためには、我が国の国際競争力を強化する戦略の下に国際拠点空港の整備を進めていく必要がある。中部国際空港は、このような背景を踏まえて平成 17 年 2 月に

開港したものであるが、我が国の国際拠点空港として世界からのアクセスを柔軟に受け入れることができるよう施設の増強を図る一方、これらの投資負担を含め、年度償還額合計を極力平準化した償還計画を策定し、この計画に沿い各年度の約定返済のうち政府保証債の一部を借り換えることで、経営の安定化を図る必要がある。

本件要求は、令和 7 年度に償還期限の到来する政府保証債に対する償還資金に充当することを目的とした政府保証債の発行（借換）を行うものであるが、このことによって、上記のとおり中部国際空港株式会社の経営の安定化が図られ、また、空港整備事業の着実な推進が可能となるもので、我が国の国際競争力の更なる向上が図られるものである。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

中部国際空港株式会社は、世界的な景気の低迷やテロ・流行感染症などの影響により航空需要が低迷する時期もあったが、積極的な固定経費の削減や地域と連携した空港利用促進、訪日外国人旅客の取り込みによる商業事業の収益性を高める事業構造へ転換等の結果、平成 22 年度から令和元年度まで 10 期連続で黒字を確保するに至った。令和 2 年度から令和 4 年度にかけては、新型コロナウイルスの影響により航空需要が低迷し赤字を計上したが、令和 5 年度においては、緩やかに航空需要が回復していることや更なるコスト削減等により黒字を計上しており、償還の確実性は十分に見込まれると考えている。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成における P D C A サイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

平成 24 年度の財政融資資金本省資金融通先等実地監査において、「中部国際空港株式会社においては、経費削減等により収益確保に努めており、平成 22 年度以降 2 期連続で黒字を確保しているが、依然、累積欠損を抱えている。また、旅客数や全社収入の額等の実績を踏まえると、セントレアグループ中期経営戦略における業績目標の達成が厳しい状況になっていると認められることから、将来にわたって財政投融資対象事業としての政策的意義および財務の健全性を維持する観点から、引き続き、空港利用の促進等により、国際拠点空港としての役割を十分に果たすとともに、収益確保の取り組みを強化することを求める。」との指摘を受けたところ。

対応として、地元と連携した空港利用の促進を図り、平成 25 年より LCC の乗り入れ、北米・アジアへの貨物便の新規就航が実現した。

また、平成 27 年度には中国・台湾から LCC の新規就航が相次ぎ、路線が充実したことにより、中華圏からの訪日旅客の取り込みにつながったことで、免税店を中心とした商業事業についても大幅な売上げ増加となり、令和元年度には売上高が過去最高を記録した。

しかしながら、令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、航空ネットワークが著しく縮小し、営業収入が減少したため、令和 2 年度に開港以来最大となる大幅な損失を計上した。

令和 5 年度においては、航空需要が緩やかに回復したことや更なるコスト削減等により、4 期ぶりの黒字を計上している。

(参考：令和5年度利用実績)

	国内線	国際線	計
発着回数	5.8 万回	2.7 万回	8.5 万回
旅客数	596 万人	322 万人	918 万人

(参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額)

	3年度	4年度	5年度
運用残額	－ 億円	－ 億円	21 億円
運用残率	－ %	－ %	13.0 %

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画＋前年度繰越)に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

特になし。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：中部国際空港株式会社)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

中部国際空港株式会社の政府保証債は、財政制度等審議会財政投融资分科会検討結果の「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成 26 年 6 月）における「政府保証に係る 4 類型の見直し」の分類としては、「財政融資資金からの借入が出来ない仕組みとなっている機関における政府保証債の発行」であり、「政策的に必要とされる新たな資金需要に対応するための政府保証債の発行」であることから、上記の分類のうち、類型 iv ②に該当する。各項目に対する審査結果は以下のとおりである。

- ① 事業の性格上、中長期の安定的なキャッシュフローが見込まれるものの、投資の回収に時間を要し、事業期間が長期にわたることから、長期資金の必要性が認められること。

中部国際空港の建設プロジェクトは、初期投資が非常に大きく莫大な資金を短期間に集中して確実に調達する必要があるとともに、投資回収に長時間を要する事業であり、空港運営を行うことで、中長期の安定的なキャッシュフローが見込まれる事業である。

- ② 一定の事業リスクを内包した新規事業に対する出融資を行うため、政府保証の付与がなければ、リスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなり、政策目的の達成に多大な支障をきたすこと。

本件要求は、令和 7 年度に償還期限の到来する政府保証債に対する償還資金に充当することを目的とした政府保証債の発行（借換）を行うものであるが、仮に政府保証債の発行が行われなかった場合、低利の資金調達が困難となるほか、社債（財投機関債）の円滑な発行が困難となる恐れもある。

- ③ 産業投資対象機関（産投機関）については、産投出資を受ける以外に長期の債券発行による調達を合理的な範囲で行うことで、財投機関自らが資金需要に応じて金融市場から機動的に調達して財務レバレッジを拡大できる効果が相当程度認められること。

中部国際空港株式会社は、産業投資対象機関ではないので、該当しない。

以上のとおり、各審査基準に合致する。

このため、中部国際空港の運営を円滑に遂行する観点から、政府保証債を発行する必要がある。

2. 必要とする金額の考え方

（１）政府保証国内債

中部国際空港の経営健全性を保持するためには、政府保証債を含む借入金の年度償還額合計を極力平準化することが必要であり、かつ、発行済み政府保証債は供用開始後30年以内で全額償還することを基本としている。

各年度に迎える償還額については会社の営業収支差分を自己資金として償還財源に充てているが、これで賄えない額122億円については、政府保証債の借換によることとし、令和7年度は122億円の政府保証債の発行を要求するものである。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：中部国際空港株式会社)

1. 令和7年度における財投機関債の発行内容

発行予定額：102 億円

発行形態：公募型・普通債券

財投機関債については、令和7年度に償還を迎える財投機関債の償還財源及び、現滑走路の大規模補修時においても継続的な空港運用を可能とすること及び完全24時間運用を実現すること等を目的とした代替滑走路の整備として102億円を発行するものである。

5 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：中部国際空港株式会社)

1. 決算についての総合的な評価

空港事業について、国際線については、東アジアを中心とした復便・新規就航等や旺盛なインバウンド需要により回復基調が継続し、前年度実績を上回る発着回数及び旅客数となった。国内線については、新型コロナウイルス感染症の5類移行などもあり、前年度実績を上回る旅客数となった。

商業事業については、国際線旅客数の増加に伴い、免税店売上が大幅に増加した他、来場者数も順調に回復してきており、直営物販店を中心に売上高が増加した。

これらの結果、令和5年度において4期ぶりの純利益を計上している。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産

財政法第28条第1項第7号による提出済み調書内の見込み4,311億円に対し実績が4,312億円となり、ほぼ見込み通りであった。

○負債

財政法第28条第1項第7号による提出済み調書内の見込み3,577億円に対し実績が3,552億円となったが、これは設備投資の支払が当期に前倒しされたことによる未払金の減少が主な要因である。

○純資産

財政法第28条第1項第7号による提出済み調書内の見込み733億円に対し実績額が759億円となったが、これは当期純利益が同調書内での見込みより多かったことによりその他利益剰余金が見込みを上回ったことが主な要因である。

(2) 費用・収益の状況

○費用

財政法第28条第1項第7号による提出済み調書内の見込み403億円に対し実績が379億円となったが、これは、コスト削減により営業費用が同調書内での見込みより減少したことが主な要因である。

○収益

財政法第28条第1項第7号による提出済み調書内の見込み396億円に対し実績が396億円となり、ほぼ見込み通りであった。